

三浦市議会陳情資料

三浦・三戸自然環境保全連絡会
代表 横山 一郎

(仮称) 三浦市三戸地区発生土処分場建設事業に関する見解書と評価書について

(1) 環境影響評価審査書が無視され、見解書に虚偽記載の疑いがある。

- ①平成 20 年 5 月に事業者より提出された評価書案は、着工後 6 ヶ月までに北川湿地内に排水路・土堰堤等の構造物を設置するスケジュール(評価書案 80 頁 図 4-2-4)になっており、その時点で湿地は生態的機能を失い湿地の生物が大きく影響を受けることが明白となった。移殖対象生物はそれ残土が搬入前までに回収する必要がある。各生物によって出現の時期が異なり、専門家の意見で移殖計画を作ったのち、最低 1 年間は環境保全対策期間とする必要があった。
- ②その指摘に回答した見解書(平成 20 年 10 月)では、「工事は北川の下流域から着工し、上流域の谷戸の**環境は工程計画からみても着手後 2 年程度は保全される**ことになり、実施区域に生息する動物が工事により移動する期間や繁殖期の確保ができるよう可能な限り配慮いたします。」との記述があり、環境保全対策の進行に配慮した計画変更が文書で示唆されていた。
- ③また、環境影響評価審査書(平成 21 年 4 月)では、「ビオトープ整備を中心とする環境保全対策については、後述する多くの課題があることから、その計画を再検討するとともに、実施に当たっては事後調査により効果を検証しながら適宜生育及び生息環境の改善措置をとり、豊かな生態系を確実に創出することが出来るよう最大限の努力をする必要がある」との記述があり、**県は環境保全対策の実施の必要性を明確化**した。事業者もその審査内容に対し「事業者として実行可能な環境保全対策としては、代償措置として蟹田沢ビオトープにおける自然の再生を図ることが最も現実的で有効な対策であると判断いたしました。そのため、より確実に効果を発揮するように整備計画及び事後調査計画の内容について再検討を行いました。」と回答しており、当然実行に向けた取り組みがされるものと考えられていた。
- ④しかし、事業者が平成 21 年 5 月に提出した評価書を見る限り、環境保全対策の進行に配慮した計画変更は一切見られず、事業のスケジュール的に**環境保全対策の実施が物理的に不可能である**ことが判明した。なぜなら、経年施工計画平面図(評価書 82 頁 図 4-2-4)、および、沈砂池及び仮設調整池模式図(評価書 79 頁 図 4-2-2)からして、着工後 6 ヶ月以内に谷戸底面の湿地部分は全て工事施工されることが明白であり、貴重生物の移殖作業等は不可能であるからである。カエル類は 1 年のうちごく限られた期間のみ水域に集中するものであり、それ以外の時期に捕獲採集することは不可能である。すなわち事業者は、②の**見解書では虚偽の記載**をし、③の環境保全対策については、その方法論や専門家委員会の如何にかかわらず、そもそも実行不可能であり、事業者も**当初から環境保全対策を実施しない計画であった**ことが明確となった。
- ⑤さらに、評価書における工事工程表(評価書 78 頁 表 4-2-1)を見る限り、着工開始後 3 ヶ月目に入ったところで、進入路工事、場内仮設道路工事ほかが行われ、さらに 4 ヶ月目には、大型重機の搬入を伴う敷き均し・整地ほかの工事が開始されることとなっている(評価書 158 頁 図 5-2-3-2)。この工事と同時進行で、谷戸底部の湿地と斜面林における貴重生物の移殖(移植)を行うことは物理的に不可能であり、つまりは環境保全対策は実施されないということである。

(2) 環境保全対策は不確実性が高く、再検討する必要がある。

- ①環境影響予測評価書案の提出から同評価書提出までに事業者が行った予測評価の修正が不十分かつ不適切であ

る。神奈川県環境影響評価条例に基づく意見書で指摘のあったほとんどの項目について改善が見られず、事業者による神奈川県環境影響評価条例の軽視がうかがえる。

(根拠1)メダカ

当会における公開シンポジウムなどで瀬能 宏 県立生命の星・地球博物館学芸員により報告があったように、北川に現在生息するメダカは遺伝子汚染を受けている可能性が高いため、その移殖にあたっては汚染の程度を軽減する措置（例えば純粋性が証明された個体との戻し交配を行い、純粋性を高めた上で放流する、あるいは純粋性が証明された個体を大量に放流し既存個体群を補強するなど）が必要である。また、後述②の YRP 水辺公園の事例を踏まえ、移殖されるメダカに純粋性が求められることはもちろんだが、外来メダカを放逐されないような措置（例えば行政による普及啓発）が必要である。

(根拠2)ニホンアカガエル

その環境保全対策として「実行可能な範囲で移植等を検討する」という極めて曖昧な表現であり、移殖個体数・方法・時期等詳細な計画は示されておらず、審査書にある「確実に環境保全対策を実施する」根拠とはなっていない。ニホンアカガエルの回収に最適な時期は一般的に 1 月～5 月までであるが、確実に回収するためには少なくとも来年 5 月まで定期的に現地調査を行う必要がある。両生爬虫類に関しては、北川湿地内の個体数調査が行われたことは一度もなく、何個体回収すれば移殖を完了できるかすら未知数な状況である。通常両生類の移殖に関しては、繁殖期を中心に年間を通し集中的に調査を行う必要があるが、事業者はこれを十分行っていない。

(根拠3)フクロウ

事業者は実施区域内にフクロウが生息していることを把握しておらず、確認作業を怠った可能性がある。当会の極めて簡易な調査でも生息が確認できており、3～4 月に複数回、谷戸内で本種の声を雌雄ともに確認・録音し、上空を飛翔する姿を観察している。また、5～6 月には幼鳥と思われる声を確認している。通常三浦半島の一つの谷戸を複数のつがいが利用することはほとんど無く、3 個体のさえずりが確認された北川湿地がいに豊かな生物相かを物語っている。また、猛禽類の営巣を当会で確認しており、事業者が適切に現地調査を行っていないことは明白である。当会がその生息への影響を指摘した意見書に対する見解書でも、貴重種を新たに把握する意志は感じられず、生態系に対する事業の配慮が著しく欠落していた。

(根拠4)ハンゲショウ群落

ハンゲショウは北川湿地を代表する湿性植物である。事業者から移植が検討されているが、ラン類の移植については記述があるものの、ハンゲショウ等湿地の植物に関してはほとんど言及されていない。特に、北川湿地内で行うべきハンゲショウの生育実態調査は極めて不十分なもので、移植に必要な基礎的なデータが欠落している。また、事業者が提示する工期では適切な移植は不可能である。また、現状の蟹田沢の植生を破壊して移植するものであり、蟹田沢の生物多様性保全上、不適切な作業である。事業者はハンゲショウの生育する湿地創出の事例として、自社が行った YRP 水辺公園をあげている。しかし、後述するとおり、YRP 水辺公園を見る限りでは、その保全は失敗に終わっていると判断せざるを得ない。

(根拠5)植物における保全対象種の移植

評価書では、「保全対象種の移植として、特にラン類については、活着率を高めるため、対象種の生態等（花期の違い等）に配慮して種別に移植時期を設定する。」（評価書 381 頁本文）とされているが、工事工程表に反映しておらず、著しく整合性を欠く。ヤブコウジースダジイ群集について、潜在自然植生としての認識を示しておきながら、環境保全対策では「蟹田沢ビオトープにおけるヤブコウジースダジイ群集の構成種による法面緑化の維持管理」（評価書 381 頁 表 5-2-8-73）としており、評価書案から全く進展が見られず、意見書で指摘された内容が全く反映されていない。

(根拠6)チャイロカワモズク

北川には、環境省レッドデータにおいて準絶滅危惧種とされ、三浦半島では唯一確認されている、チャイロカワモズク (*Batrachospermum arcuatum* Kylin) が多産する。このことは、意見書や当会シンポジウムでも再三指摘してきたが、評価書においては全く無視され何の掲載もない。評価項目の中に、1-3 水生生物の項を設け、ウ) 付着藻類について調査及び評価を行っているが、意見書の指摘にしたがって、本来であればその中に追加掲載しなければならぬ重要な種である。さらには、ビオトープでの環境保全対策を講じるというのであれば、その中に移植する計画を明示し、対策をとらねばならぬであろうが、一切触れられることすらない状況である。これは明らかに貴重種を意図的に扱わない意図であると判断され、環境影響予測評価として

不適切と言わざるを得ず、また、環境影響評価条例違反である可能性が高い。

（根拠7）オオセッカ

当会会員により、北川に隣接する神田川の休耕田では、種の保存法に指定された貴重種であるオオセッカの越冬が確認されている。本種の越冬地は、世界で数箇所しか確認されておらず大変貴重である。神田川の休耕田は、評価書における鳥類調査位置図（評価書 248 頁 図 5-2-8-9）に示された「動物調査範囲（鳥類）」内であり、調査のずさんさが浮き彫りになった。しかも、オオセッカの生息確認について、民事調停証拠書類などを通じて事業者側に情報提供したにもかかわらず、評価書に掲載がないことは、意図的に評価を改ざんする意思としか考えられず、県環境影響評価条例違反だけにとどまらず、種の保存法で指定された貴重種への影響が懸念される。

- ②評価書では、自社で行った YRP 水辺公園の整備を参考事例として取り上げている。しかし、横須賀市における埋め立てられた池と水田環境の代償措置だった YRP 水辺公園は、十分自然が回復することなく事業が終了しているため、これを成功例として扱うことは不適当である。YRP 水辺公園で新たに創出した水辺空間は規模および質ともに劣っており、本来保全すべき生物種は種数および個体数ともに不十分であり、外来生物の増殖が著しい。YRP 水辺公園を参考に蟹田沢ビオトープが整備されるならば、それは失敗に終わることは必至である。また、事業者が過去に手がけた野比東の入り地区のビオトープ（野比自然池）では、在来のヤマアカガエル・トウキョウサンショウウオが近年ではほぼ絶滅状態にある。池の造成後、集水ますに多数が落ちて死亡したためと思われる。また、アメリカザリガニ・オオクチバスの侵入によりマルタンヤンマなどトンボ類の減少が確認されている。
- ③蟹田沢は、平成 20 年 9 月までに実施された農地造成事業（土地改良区）に際して保全地域とされた緑地であり、本事業で新たに担保された緑ではない。また、蟹田沢流域の 4 / 5 が既に埋め立てられており、水系としての生態的機能が崩壊している。ミティゲーション（代償措置）とは、ノーネットロス（元の環境と同等の規模と質を確保すること）が国際法上の大原則である。蟹田沢は、造成された農地からの染みだし水を水源とする劣悪な環境となっている。そのため、規模および質ともに北川湿地の代替地として不適切な環境であり、これをいかに整備しようとも北川の生態系を再現することは不可能であると思われる。
- ④蟹田沢は、規模が小さいにもかかわらず、生息する外来生物は極めて多種である。しかし、蟹田沢の外来生物の除去については評価書には何ら記載されておらず、現状で湿地整備を行っても不適切な生物相になると考えられる。よって、環境保全対策に先立ち、アメリカザリガニやウシガエルなど、生物多様性に甚大な悪影響を及ぼす生物の駆除をまず行う必要がある。また、蟹田沢の地面を覆っているセイタカアワダチソウなど外来草本の防除のため、表土を全て除去することが必要である。
- ⑤評価書では、環境保全対策を実施するうえで「専門家委員会」を設置することが明記されているが、その委員や人数等が不明である。北川湿地を最もよく知る各分野の専門家が委員になることが重要であり、これが不明確な現状では、環境保全対策が適切に実施されるか疑問である。
- ⑥評価書における伐採対象樹林帯の分布状況図（評価書 185 頁 図 5-2-5-1）では、残存樹林等の非伐採地面積がほとんどなく、「実施区域外周部の斜面緑地の保全等により、小網代の森との生態系のつながりを持たせる等の配慮を行う。」（評価書 7 頁 表 2-1(2)）とした表現との整合性を著しく欠く。つまり、表現上は環境の保全に配慮した計画であると言いながら、実際の工事が行われる図面では環境を壊滅的にする工事であることが明らかであるという悪質なやり方であり、県当局と県民を欺く、卑劣な事業及び評価書であると言わざるを得ない。
- ⑦注目すべき種についての検討手順のフロー（評価書 277 頁 図 5-2-8-13 および、292 頁 図 5-2-8-14）は全く無意味である。なぜなら、どのような場合においても全て「事後調査の検討」の項に帰着し、「回避、再検討」と言った本来あるべきステップがない。つまり、すべては「影響が大きい」場合でも事後調査をすることに帰着し、どのような評価となっても環境への影響は問題外であるという手法・論法である。これでは、環境保全対策となっていない。

このように、評価書案に示された「環境保全対策」の内容には科学的根拠がなく実効性に欠けるため、再度、環境保全措置の見直しを行い、保全生態学的な裏付けのもと実施することが必要である。神奈川県環境

影響評価審査会では環境保全対策について再三再検討され、当会も確実な環境保全対策の必要性を訴えてきたが、事実上これを怠った評価書を条例に適合した環境影響予測評価書と認めることはできない。

(3) 関係市長意見が軽視され、適切に反映されていない。

三浦市長より評価書案で適切に取り上げるよう意見のあった「赤坂遺跡」について、評価書ではその紹介および緊急発掘の可能性の程度にとどまっている。また、継続調査されているような表現が見受けられるが、これは、開発に伴う試掘であることが多く、継続調査という表現は適切ではない。

そもそも「赤坂遺跡」は総面積 70,000 m²、弥生時代中期から後期にかけて存在した三浦半島最大、南関東最大級の拠点集落で、全体で 200 軒に及ぶ住居址が残されていると考えられている。遺跡としての規模、遺構の存在する密度・量・質などにおいて類例の少ない貴重な遺跡である。現在国および三浦市で、国指定史跡の指定に向けて検討が進められている。このように重要な埋蔵文化財である赤坂遺跡を単なる農耕集落遺跡（評価書 403 頁 表 5-2-9-1）と過小評価していることは、故意に影響を少なく評価したものに他ならない。

また、これを一部損傷する危険性の高い事業では、その事業区域の修正や工法の配慮等を評価書で具体的に示すべきであり、これを怠った評価書を認めることはできない。

以上のことから、本件事業について神奈川県環境影響評価条例による手続きが終了しているとはいえ、本件事業（評価書）は同条例違反であり、現状での事業着工が許されるものでないことは明白であります。三浦市議会におかれましては（許認可権は県にあります）、事業者に対し、環境保全対策を完了させたくうえで評価書を再提出させ、事業の着工手続きをするよう、担当部署に適切な指導をする必要があると思われまます。